○文部科学省告示第百三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財のうち、同表中欄に掲げる重要文化財の指定を解除し、同表下欄の員数に改める。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（歴史資料の部）

上欄		中欄	下欄	
名称及び員数		名称及び員数	名称及び員数	所有者の住所
伊能忠敬遺書並遺品 附 伊能忠敬手沢本 伊能忠誨遺書	八十五点 百十点 二十点	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四号	江戸実測割絵図　一点	香取市（伊能忠敬記念館保管）	千葉県香取市佐原ロ二一二七
			伊能忠敬遺書並遺品 附 伊能忠敬手沢本 伊能忠誨遺書	八十四点 百十点 二十点		

○文部科学省告示第百四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加し、その名称及び員数を同表下欄のように改める。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（歴史資料の部）

上欄		中欄	下欄	
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者の住所
伊能忠敬遺書並遺品 附 伊能忠敬手沢本 伊能忠誨遺書	八十四点 百十点 二十点	平成二十一年文部科学省告示第百三号	伊能忠敬関係資料　千百二十八点	香取市（伊能忠敬記念館保管）	千葉県香取市佐原ロ二一二七
			伊能忠敬関係資料 一、地図・絵図類 一、文書・記録類 一、書状類 一、典籍類 一、器具類	七百八十七点 五百六十九点 三百九十八点 五百二十八点 六十三点		

○文部科学省告示第百五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（絵画の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本白描東大寺戒壇院扉絵図 「高山寺」ノ印アリ	一巻	紙本白描東大寺戒壇院扉絵図　一巻	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
紙本著色弄玉仙図　岩佐又兵衛筆	一幅	紙本墨画淡彩弄玉仙図　岩佐勝以筆　一幅	財団法人摘水軒記念文化振興財団	千葉県柏市柏四―五―三

（彫刻の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
銅造観音立像　一軀	昭和十九年文部省告示第千二十二号	銅造観音菩薩立像　一軀	宗教法人源勝寺	岩手県盛岡市北山一―一三―五